

○議長 小田 武人君

8番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

8番、辻本です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

私がきょう出しております質問は、件名1ですが、学力向上に関する質問です。三柵教育長も約2年近くなられました。私も実はこの質問、2年前にしております。で、2年間でどのように変わったかということを確認しながら聞きたい、質問したいと思います。よろしくをお願いします。

まず、要旨1でございますけれども、平成30年度の全国学力・学習状況調査結果が9月末か10月に出たと思いますが、まずは、28年度と比較して、達成度はどうであったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成30年度の結果から報告させていただき、その後で28年度との比較をしたいと思っております。小学校では、国語基礎と国語活用、算数基礎と算数活用、理科の5つの教科区分の調査がありました。そのうち全国平均を上回ったのは理科の1教科だけでした。中学校も同じ教科区分、国語基礎と活用、数学基礎と活用、理科の5教科でありました。そのうち全国平均を上回ったのは、国語の基礎1教科のみとなっております。議員の御質問である平成28年度は、理科は実施されておりませんので、理科を除いて御回答します。小学校では、28年度に比べて国語基礎と活用、算数活用の3教科区分について伸びが見られております。算数基礎においては、若干下がっております。中学校では、国語基礎と活用、数学基礎と活用の4教科区分について下がっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ただいま、まずは平成30年度分、30年分が説明があり、それから28年度の比較がされました。今、聞いてみますとですね、まず30年度だけでもですね、全国平均を上回ったのは小中学校ともに1科目ずつということです。28年度と比べると小学校では4教科のうちの一つ、それから中学校では5教科のうち4教科がともに下がっているという状況でございます。

ではですね、郡内3町との比較はどうであったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この全国学力・学習状況の調査の目的ですが、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力状況を把握・分析し、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ることとなっております。そして、芦屋町に示された情報は全国平均点と福岡県の平均点、そして芦屋町平均点のみとなっております。このため、遠賀郡のほか3町との比較は行っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

大体こういう調査というのはですね、大体結果は出るはずなんですよ。私、そういう世界にちょっとおりましたので大体わかっていますが、全国と福岡県と芦屋町しかわからんということでございますが、おおよそ資料は、私は持っていませんのでわかりませんが、お持ちだと思えますんで、じゃあおおよそ遠賀郡内で何番目かちょっとお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

郡内3町のホームページにおいてそれぞれ公表をされております。芦屋町も同様です。なお平成30年度分につきましては、岡垣町はまだホームページは公表されておませんが、岡垣町教育委員会にも問い合わせてはおります。その結果としては、岡垣、遠賀がよく、その下のほうで芦屋町と水巻町が。微妙な差はわかりませんが、こちらは同率3位といったところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

大体今、今3番目ということでございます。そう受けとめました。試験だからですね、結果はよしあしがあると思います。よくわかっています。ただですね、やはり、全体的なことを今聞いていますと、全体的にその学力アップが図られていないというふうに感じます。このマスタープランのですね、中に目標、数値目標が示されておりますが、教育大綱ですね。あの、この中にあります。やっぱりこの目標というのは、あくまでも目標は目標でしょうけど、しかしそれをクリアするようなですね、努力は必要だと私は思います。ではですね、未達成の科目の課題に対して

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

どのように取り組んでいるのかお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、この調査の公表があつてすぐに、学力に係る臨時校長会を開きました。内容としては検証でございます。各学校の調査の国語、算数・数学の結果、まあA・Bとも全国、県平均と比較してどうであったか。特に小学校は3校ございますので、学校ごとに行っております。そしてそれぞれの自校の結果の特徴とその要因は何か。何がよかったのか、何が悪かったのかを検証しております。そして、2学期に入りましてすぐ公表されますので、この後すぐ2学期からの具体的な取り組みはどうするのかについて協議を行いました。

まずは、未達成の科目については、各学校とも学力検証委員会で自校の学力の課題を共通認識する。例えば、ある学校の国語の基礎の例を出しますと、「書くこと」の領域が弱かったので、補充学習や家庭学習で「書くこと」の領域の基礎的・基本的な問題に取り組むというような分析をして、全校上げて徹底、継続して取り組むというように、各学校とも自校の課題に応じて、取り組んでいくことを確認しました。

次に、各学校とも今後一番効果を上げている学校のレベルまでの学力を目指す。特に、低かった学校の学力の全体的な底上げを図る。また、中学校の数学の学力の底上げを図る。そのために対策としては、補充の時間を確保し、指導の徹底を図る。習熟度別学習指導を効果的に活用する。家庭学習の充実を図る。特に、宿題のやり直しの徹底を図る。中学校では、学習の「構え（心構え、身構え、物構え）」を徹底する。あわせて学年による補充体制の確立を図ることに取り組んでまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それぞれ検証されておるようですので、まあそれは結構だと思いますが。今、一つお尋ねします。では3小学校、芦屋ありますが、3小学校の中で、例えば山小はどれが一番いい、芦小はどれが一番いい、東小はどれがいいっていうのをちょっと言ってもらえませんか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

それぞれの学校の特徴と申しますと、芦屋東小学校は算数に秀でております。算数基礎、活用

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

ともよく頑張ったというふうに捉えております。芦屋小学校はこれまで長く国語の研究で書くことに取り組んできておりましたので、国語がよかったというふうに感じております。山鹿小学校についてはいまま少し指導と徹底を、特に算数で図っていききたい、図ってほしいというような受け捉えをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

それぞれまあ学校の特徴があると思いますが、いいところはですね、やっぱり学ばばいいし、それはそれで結構だと思います。先ほども言いましたように、やっぱり目標を設定している以上はですね、これは教育マスタープランの中にもある、教育総合会議でもそういう確認をされたと思いますので、これ以上は言いませんけども、やっぱり先生の質といいますか、早い話が優秀な先生を確保することが一番だと思います。そういった、指導体制をしっかりとっていただきたいと、こう思います。なおですね、芦屋の町は去年ですかね、大学との連携協定を結んだと思います。結んだということはですね、そういったこうイブニングスタディとか土曜日授業だとか、そういうところですね、でも支援を受ける体制ができ上がっているんじゃないかと私はこう感じております。もっと積極的にですね、大学と折衝し、交渉し、そういったものを取り込んでいただきたいと、これ提言しておきます。

それでは次に要旨 2 ですが、英語教育についてお尋ねします。学習指導要領の改正によって、平成っていうか、平成はことしまでですから 2020 年度からですね、小学校 3・4 年生は外国語の活動、5・6 年生は英語科授業、2021 年度からは中学校で完全実施というふうになるように聞いております。そこで、芦屋町としては、どのような導入計画をしているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

グローバル化が進行する社会において、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、今回の改訂では小学校中学年に外国語活動、高学年に外国語科を導入するとともに、中学校外国語科の改善が図られました。2020 年度からは、小学校の中学年では外国語活動として、年間 35 時間、高学年では外国語科として年間 70 時間の実施が義務づけられることとなりました。本年度、2018 年度と来年度 2019 年度は、2020 年度に備えるための移行期間とし

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

て、今年度2018年度はALTと一緒に中学年15時間、高学年50時間の活動を実施いたします。来年度は、それぞれ10時間ふやして、中学年25時間、高学年60時間の活動を予定しております。また、来年度は、高学年において担任のみで授業を行う時間を15時間予定しており、高学年担任の英語能力が試されることとなります。2年後は、中学年35時間、高学年が70時間となり、中学年の担任も15時間の単独での英語活動が行われる予定です。そのために必要となる英語教育の職員研修の時間はもちろんのこと、ICT機器を積極的に活用した英語教育活動の研修を検討しているところです。中学校におきましては、教科の改善が行われて、これまで以上に話すこと、特に英文を暗記して話すのではなく、即興で話す力の育成が求められていますので、小学校と同じくICT機器を積極的に活用した英語科の授業を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、いろんな活動は、活動では何時間とか、授業では何時間とかいう話がありましたね。これは文科省が示した時間ですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

はい。今のところは正式、正式という言葉はちょっとおかしいんですけども、正式には外国語活動は5・6年だけという形に位置づいておりますので、これはあくまでも参考的な数値として行っている時間でございます。それぞれの学校、まあ教育委員会ごとに少しずつ時間数は違っておりますが、5・6年については一緒というふうに捉えていいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それではですね、文科省のですね、学習指導要領でですね、この英語科、英語の教育についての何と言うんですか、目指す方向、どのようなものでしょう。ざっくりとお願いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

文科省の学習指導要領で目指す方向性というのは決められておりますが、まあざっくり言いますと、小学校の外国語に関する目標は、中学年では 3 つ示されています。聞くこと、話すこと、話すことの中にやり取り、発表という 3 つの領域が設定されてあります。高学年においては、教科となりますので、この 3 つに読むこと、書くことが加えられて、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するというようなことが上げられております。3、4 年生では活動として英語に親しむことが目的となって、5、6 年生は教科となりますので、英語のスキルができるようになるところまでを目指すというところが、これまでと少し違うところなのかなというふうに捉えているところでございます。

中学校においては先ほど申しましたように、話すということが重点に加わって、話すことがより、これまでのレベルより高くなっているということが設定されているというのが、ざっくりとした内容でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

そうですね。将来的にやっぱり、日常会話ができることを目指すということだろうと私は受けとめをしました。であるならばですね、これからはやはり、英語に強い先生がとりあえずは必要であろうと思います。現在、小学校にですね、英語教員の資格を持っている人が何名かおられますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

これは芦屋町に限ってということで、今、御質問を受け取ったんですけど、芦屋町だけで言いますと、小学校の教員で英語の免許を持っている者は校長に 1 人と担任に 1 人の 2 人しかおりません。遠賀郡全体で見ますと、ちょっと今、資料を詳しくは持っておりませんが、确实などころでは、水巻町の主幹教諭、いわゆる教務主任に 1 人の遠賀郡内だけでは 3 人ではなかったかなというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

芦屋は郡内の中では、結構いい先生が、英語をね、得意を持っている先生がおられるというこ

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

とで、ちょっと強みがあるんじゃないかなと私も思って聞いておりましたが。先生もわかりですが、やはり、一方では I C T 機器を活用した授業といえますか、これがポイントになるかどうかと私は思っています。2 年前も言いましたけど、ここでは、この近くでは宮若市・中間市・岡垣町、これは英語の活動といえますか、早くから導入してきているわけですので、芦屋もですね、遅れをとっているわけですが、全国一斉にスタートするという状況の中で、しっかりとした体制づくりをとっていただきたいということを期待しておきます。

次にですね、要旨 3、エアコンの設置に関してお尋ねします。ことしは本当に記録的な猛暑で本当に暑い日が続きました。どの家庭でもそうでしょうけど、どの家庭でも家ではエアコンがつけっぱなしであったらろうと思います。芦屋はですね、郡内でいち早く、補助金の確保に動いて、エアコン工事、設置工事に取り組んで、ことし、今年度は全て、全校に設置が完了するというところでございます。このことは、先生たちにとっても、児童・生徒にとっても良好な学習環境が整うことになるわけでございます。そこで、夏休みの期間短縮については、どのように検討されているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど御質問のありました小学校で 2020 年度から英語教育が導入され、小学校で授業時数が週当たり 1 時間ふえることとなります。そこで、昨年度より町の主幹教諭会で、授業時数がふえることに対して検討を重ねてまいりました。さまざまな案が出ましたが、結論としては夏休みの短縮がよいとの結論に達しました。そこで、8 月 25 日を 2 学期の始業式として、翌日から給食を開始することを想定して、給食実施日数の増加による給食費の値上げ、1 週間の時間割りの工夫、土曜日授業のあり方等を含めて、夏休み期間短縮の検討をしているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

検討は一応しているということですが、まあ今 8 月 25 日の 2 学期からという話も出ましたが、なぜ 2 学期なのかなと私は思います。それはそれでいいとして、やはり環境が整ったのですから、来年度からは 4 月から実施できないのかと私は思います。いかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

先ほども答弁させていただきましたが、次年度は新学習指導要領に関する移行期間となっております。そこで新指導要領が完全実施となる 2020 年度より、英語教育の導入による授業時間、時数増に対応する形で 2020 年度よりの夏休み期間の短縮を考えております。言いかえすと、来年度、2019 年度までは何とか授業時数が確保できるということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

英語教育の導入に合わせてという説明がありましたけども、ちょっと私は理解しにくいなと思っています。この、設置したのになぜさっとできんのかなと。これが私不思議でたまらないんですが。そのほか何か理由はないんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

では、途中の経過を申し上げますと、検討につきましては、来年度 2019 年度からも視野に含めてそれも検討しております。ただ一方で、まだ、例えば中学校でありますと、中体連における公式大会、新人戦等の調整もまだ終わっておりません。そしてまた、半年以上前からもう準備を進めて決定をしないことには、小中学校の授業日数、行事等につきましては、町のその他のいろいろな分野に大きな影響を及ぼしますので、何とか半年前までに調整する必要があるということで、来年度からの夏休み短縮については一旦諦めたという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

ではですね、各小中学校の P T A さんからの要望とかあっていませんか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

4 校の P T A 会長とはいろいろ意見交換、陳情等も受けておりますが、その中では、私は、はい。陳情は受けた記憶がございません。相談も受けたことはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君



辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

この夏休みと申しますか、この夏休みの期間短縮というのはですね、1 週間足らずなんですよ。全国の中では2週間早めたところもありますが、聞いていますが、1 週間程度ですので児童・生徒にとっては家でおって勉強するよりも、学校に行って学習したほうが効果はアップすると思います。あわせて、共働き世帯も非常に多いわけですので、保護者の方々にとっても、非常に喜んでいただけるんじゃないかなと、こう私は思っています。

町長にお尋ねですけど、他町に比べてですね、学力はちょっと低いわけですから、そういう面では郡内で歩調をとるということが背景にあると感じています。でも、そういう必要はないと思いますし、来年度は試行期間と、試行と、試行的に取り組むという考えはどうかと私は思います。

町長のお答えをお願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、辻本議員と教育長なり、学校教育課長とのやりとりを聞いておったわけですが。私としましては、先ほど来、話がありますように、ここ数十年、10 年近く遠賀郡 4 町で芦屋の学力は著しく悪いと。遠賀、岡垣はドングリの背比べで大体上のほうに。水巻と芦屋が真ん中はないで下のほうでケツ争いをしよるといような悲惨な学力の実態があったわけでございます。それで、やはり環境問題ということで、この暑さでございますので、全教室にエアコンを入れ、そして ICT 教育、電子黒板、それから来年からタブレットというふうに手順を追ってやっ取るんですが。やはり現場のほうではですね、何でも文科省の指導をとか、文科省のとか言いますんで、まあちょっといかなもんかなと思って聞いておったわけですが。今後ちょっとその辺につきまして、執行部でちょっとやる気ですね、気合いを入れたいと思いますので。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

今、なかなかですね、心強いですね、力強い発言がありました。やっぱりやる気の問題だと私は思いますので、再度、御検討をされることを期待いたしておきます。

それでは次にいきます。要旨 4、不登校児童・生徒の現状と要因及びその対処方法についてお尋ねをいたします。不登校児童・生徒数の状況は、どのような状態なのかお答えください。

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず初めに、不登校の定義について簡単に御説明します。不登校は年度に30日以上欠席者と規定されております。この規定に基づく平成29年度の不登校児童は2名、不登校生徒は20名です。また、平成30年度におきましては年度途中ですが、11月1日現在で不登校児童は3名、不登校生徒は6名です。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

29年度と比較したらえらい少なくなっているというふうに感じますが、そうじゃありませんよね。年度末まであるわけですから。要するに年間30日以上が不登校の対象となるわけですので、この数はもっとふえてくると思います。現状はそれで結構です。ではですね、不登校の不登校児童・生徒の要因はどんなことがあるのか、どのように捉えられているのかお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

一概には申し上げられませんが、例えば友人関係の悩みであったり、学業不振であったり、進路の悩みであったり、心理的要因、無気力等であったり、家庭の事情であったりと、さまざまな要因があります。なお、個別の要因につきましては、それぞれ個別に把握をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

その点はわかりました。ではですね、その不登校児童・生徒に対する対応をしているのは、私が知っている限りでは、不登校対策指導員さんとかスクールカウンセラーさんとか、まあこういう方がおられますけれども、役割分担はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、先に対応についてちょっと簡単に御説明させてください。まず、不登校傾向を示して、

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

不登校になった場合には、担任が家庭訪問や電話などを行います。それで改善しない場合には保護者面談などを行います。そして担任の対応だけでは改善しない場合に、生徒指導担当の教諭や学校管理職、今、議員がおっしゃいました不登校対策指導員やスクールカウンセラーなど、児童生徒の状況に応じて、適切な人間がしかるべき対応をしていきます。また、不登校兆候を示した段階で、各学校ではマンツーマン方式による支援計画、個票といわれるものですが、これを作成し、学年や学校でどのように対応していくかを明確にします。

そして次に、スクールカウンセラーなどのそれぞれの役割を御説明します。まずスクールカウンセラーは、臨床心理士の資格を持った者で、児童生徒や保護者のカウンセリングを行います。必要に応じて、ケース会議と呼ばれる個別案件の対策会議に参加し、児童生徒の不登校改善策をアドバイスします。芦屋町のスクールカウンセラーは、福岡県教育委員会から派遣されており、現在は 1 名が芦屋中学校に週 1 日勤務しております。次に不登校対策指導員ですが、中学校教諭の資格を有し、生徒指導業務に精通した者です。業務内容は、不登校生徒への登校呼びかけや、登校はできたが学級に入ることができない生徒の別室での指導対応などです。平成 24 年度から芦屋町で 1 名雇用しており、芦屋中学校に週 4 日勤務しております。そして、教育相談員ですが、現在の教育相談員は小学校校長経験者で、学校経営・生徒指導業務に精通した者です。学校や児童生徒、保護者からの相談を受けたり、アドバイスをしたり、ケース会議等の調整を行ったりしています。あわせて、指導主事業務も兼務しております。現在の教育相談員は芦屋町で 1 名雇用しており、平成 28 年度から教育委員会事務所に週 4 日勤務しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

それぞれ役割があると思います。今、話がありましたけど、週 1 日とかですね、これ何も役に立たんと私は思います。それよりもですね、今の答弁にありませんでしたけど、不登校対策指導員さんのほかにですね、今ですね、去年か、松岡議員さん、川上議員さんもですね、質問されておりますが、スクールソーシャルワーカー、これが必要だと私は思います。今、その説明がありませんでしたが、そのスクールソーシャルワーカーの設置は考えてないんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーについてですが、まず平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間、福岡県からの派遣により非常勤ですが、配置していた期間はございました。そしてその後、平成

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

28年度から現在まで、芦屋町にはスクールソーシャルワーカーは配置していません。そして今おっしゃいましたが、今までも、川上議員や松岡議員から御意見をいただいておりますので、検討を重ねてきた結果、平成31年度から芦屋町教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置できるよう調整中であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

そうですね、私で3人目のソーシャルワーカー設置について要望しているわけですから、今、置けないのかということ発言しております。こういった方たち、常勤のですね、こういった方たちを配置するということは、先生たちがですね、授業に専念できるという環境づくりになるわけです。そのためにですね、こういったスクールソーシャルワーカー等を設置して、きめ細かな対応をしていけるようにですね、ならなければいけないと私は思います。

なおですね、不登校の児童・生徒やですね、先ほども出ていました兆候者っていいですか、不登校兆候者への対応で大事なことはですね、本人や保護者とどのような向き合い方ができるかというのが非常に大事なことだと思います。でも、その向き合い方が一つ間違えば、とんでもない問題点が逆に引き起こすことにもなってきますので、保護者対応マニュアルというのがあるのかなど。そこらあたりはどうでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

対応マニュアルとは少し異なるかもしれませんが、不登校児童・生徒やその兆候を示した者たち、そしてその保護者への対応につきましては、先ほど少し話に出しましたが、支援計画、個票というものを教職員で情報共有しております。なお、対応マニュアルは、そのものは芦屋町独自では作成していません。ただ、教職員は対応時に最低限遵守する事項は十分心得ております。また、定期的な研修会などで時勢の変化に対応すべく、日々研さんに努めております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

対応マニュアルはないということですが、今も私申し上げましたように、基本的なものですね、誰が対応しようが、基本的なところはやっぱり、何か必要ではないかと思えます。

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

そういったマニュアルに準じたといいますかね、指導要領といいますか、そういうのを作成をされることを提言しておきます。

でですね、今申しあげましたスクールソーシャルワーカーにつきましては、不登校児童・生徒の減少を少しでも図るために、ぜひ常勤で配置していただきたいと考えます。町長、ぜひ平成 31 年度から常勤として配置すると言ってください。3 人が質問しとるわけですから、よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

スクールソーシャルワーカーの件につきましては、川上議員、松岡議員、今度は辻本議員、3 人から言われて、何か入れるのも恥ずかしいような話なんです。これはやはり、これだけ不登校問題、それからいろんな現場であっている以上はですね、速やかにやるべきだと思っておりますので、入りますでしょう、はい。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

ぜひ、来年度から配置をお願いいたします。

次に件名 2 に移らせていただきます。町内業者がいろんな町の、町、それから町内のいろいろなことに協力・支援をしております。その件についてお尋ねします。

要旨 1 でございますけども、芦屋町は商工会と防災協定を締結しておりますが、具体的にはどのような内容の協定となっているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災協定の名称は、災害時における応急復旧業務の応援に関する協定書でございます。芦屋町と商工会工業部会とは、芦屋町において地震、台風、豪雨、洪水その他の災害の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧業務の応援に関し、平成 25 年 9 月 26 日に協定を締結しております。この協定の目的は、芦屋町地域防災計画に基づき、芦屋町が行う災害対策活動に芦屋町商工会工業部会が支援協力することにより、芦屋町内における被害拡大を防止することでございます。応急復旧業務の内容としましては、1、災害時における建築物、その他の工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業。2、災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除

平成30年第4回定例会（辻本一夫議員一般質問）

去。3番目、災害時における道路、河川、その他の施設の機能回復に伴う緊急応援作業。4点目、その他災害の発生の防衛または拡大の防止のために芦屋町が必要と認める緊急応援作業の4項目でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

災害時にですね、協力を願う内容、大体わかりました。ではですね、防災協定に参加している事業所は何社ありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

商工会の工業部会に加盟している数としましては、町内、町外を合わせて104社と聞いております。業種の内容としましては、建築関係で15社、土木関係で18社、電気工事関係で7社、造園業関係で7社、塗装業関係で6社、水道・管工事関係で15社、製造関係で13社、その他の関係で23社でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ことしもですね、大雨、非常に豪雨がありましたけども。今まで災害といいますか、何と申しますか応援要求、応援協定に基づく出動要請をしていませんよね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

幸いなことに、芦屋町においては大規模な災害等が発生しておりませんので、協定を結んだ後、一度も要請をしたという事例はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それではですね、防災協定を結んでいるのはわかりましたが。では、協定を結んでいる工業部

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

会さんですね、情報交換をしたことはありますか。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害等が発生してないため、情報交換等もちょっとやっておりますが、今後はそういう情報交換等も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

ここは大事なとこだと私は思います。重大な災害発生時にはですね、やはりこういう方たちは重機を持っているわけですから、非常に応援力がすごく大きいものがあると思います。ぜひ年に一度は情報交換をやっていたきたいと、このように思います。

それでは次にですね、要旨 2 に移らせていただきます。町内業者はさまざまな町の活性化、イベント等にですね、協力・支援しておりますが、それらの業者に対してですね、総合評価制度の導入、見直しを行う考えはないのかについてお尋ねします。具体的な内容として、福岡県はですね、私が知っている限りは、防災協定を結んでいる事業所に対して、経営事項審査、申請の時に加点していると。加点を加える、1 点、2 点の点ですね。加点しているということを聞いています。そこで、芦屋町としては同様な対応はできないのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、総合評価制度について説明をします。平成 17 年 4 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が施行されました。その基本理念に公共工事の品質は価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとうたっています。この基本理念を具現化するものが総合評価方式になります。つまり、価格のみの競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を目指すものでございます。総合評価方式は、技術的な能力を審査する型が主になりますが、市町村向けには技術的な工夫の余地が小さい、一般的な小規模の工事を対象にした簡易型、それから技術的な評価以外の評価項目、例えば企業の施工能力、配置技術者の能力、防災協定等に基づく活動などの地域貢献を対象にした特別簡易型という 2 つの型があります。芦屋町では特別簡易型として平成 26 年度に建築工事、平成 27 年度に土木工事を一件ずつ試行という形で実施しております。いずれも 500 万円未満の指名競争入札で行っております。それぞれの入札では金額のほか、企業の施工能力の項目、配置予定者の技術力の項目、地域貢献度の項目、その他の項目という 4 つの項目で実施しており、地域貢献度の項目では、営

平成 30 年第 4 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

業拠点の所在地のほか、地域活動として芦屋町での消防団員、民生・児童委員、保護司といった、いずれかの職員がいるかについて評価する内容になっています。

次に、福岡県内の実施状況ですが、32 団体ある町村レベルでは 27 年度から 29 年度までの 3 年間で試行も含めた実施件数は 2 件しかなく、うち 1 件は芦屋町なんです。実施に必要な要綱自体を作成している団体も全体の 3 分の 1 程度しかなく、試行すらなかなかできていないという状況でございます。この原因としましては、一般的に言われているのが技術職員を含むスタッフ不足、審査のための外部委員会設置の困難さ、町村の場合、福岡県の総合評価技術委員会に委託することになっていますが、あと総合評価のメリットがないというものでございます。今後の取り組みとしましては、福岡県と協議しながら、地域貢献度の内容の見直し、それから対象となる工事内容や金額の見直しも含めて検討したいと考えております。

それから先ほど辻本議員から質問がありました県の加点の話なんです。福岡県では経営事項審査において数値化された点数などをもとに業者の格付を行っております。その評価項目の中にその他の審査項目というのが 9 つありまして、その 1 つに、防災活動への貢献の状況という項目があります。そこに防災協定の締結の有無というのがあります。それによって、あれば加点されるというような内容になっております。芦屋町でも同様のランクづけをするときに、経営事項審査などの結果が反映された総合評定値という点数に基づいて実施しておりますので、結果として県と同様の扱いになっているという認識でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8 番 辻本 一夫君

業者のランクづけといいますかね、格付、これがまあ経営事項審査のときの大事なところでございますけど、今、そういった加点されるというのは、防災協定を結んでいる事業所だとか、地域貢献を行っている事業所と、まあそういうようなことを考えますと、やはりこの評価制度そのもの、入札制度とのリンクでちょっと異なるものがあると思いますけども、それはそれで置いて、やはり自社の活動を休止してそういった事業、イベントとかそういう事業、町の事業等に協力してくれているわけでございますので、それなりの、そういった事業所に対するそれなりの何らかの仕組みづくりは考えられないのかなと思っております。まあこの件については、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上でございますね、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。